

賃貸借契約書（案）

奈良県立橿原考古学研究所（以下、「甲」という。）と、
（以下、「乙」という。）は、甲が行う発掘調査において使用する仮設現場事務所等の賃貸借について、おのおの対等な立場における合意に基づき、次の条項により契約を締結し、信義を重んじ、誠実にこれを履行するものとする。

（契約内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）業 務 名 飛鳥宮跡範囲確認発掘調査仮設現場事務所等賃貸借
- （2）契 約 期 間 令和8年10月23日から令和9年2月26日まで
※契約期間には、準備・設置・撤去・賃借終了後の精算等を含んでいます。
- （3）契 約 金 額 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- （4）賃貸借物件 別紙「内訳書」のとおり。
- （5）設 置 場 所 高市郡明日香村岡
- （6）契約保証金 奈良県契約規則第19条の規定による。

（賃貸借料の支払い）

第2条 乙は、賃貸借終了後に使用日数に応じた代金の請求をするものとする。

- 2 ただし、仮設事務所等の使用実績が契約金額に満たないときは、使用実績を持って契約金額とする。

乙は、毎月の賃借料の支払いを使用月の翌月に請求するものとする。

- 2 毎月の支払金額は、別紙「分割リース表」のとおりとする。ただし、仮設事務所等の使用実績が契約金額に満たないときは、使用実績を持って契約金額とする。

- 3 甲は乙の正当な請求書を受領した日から起算して、30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務履行のため合理的に必要な範囲内で、あらかじめ甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りでない。

- 2 甲が承諾して、業務の一部を再委託する場合、乙は再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

（使用上の破損等）

第4条 甲より賃貸借依頼のあった仮設現場事務所等について、乙は指定された日時及び場所に設置すること。

- 2 乙は、常に良好な状態のものを使用すること。
- 3 乙は賃貸借中の仮設現場事務所等に修理等を必要とする場合、乙の負担において速やかに補修を行うこと。ただし、甲の過失による場合は甲の負担とする。
- 4 甲は賃貸借期間に変更が生じた場合、速やかに乙に報告しなければならない。
- 5 乙は仮設現場事務所等の搬出の際は、清掃等を行い、原状に復すること。

（検査及び引渡し）

第5条 甲は、前条の納入があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査の結果、その全部又は一部が不相当と認められるときは、乙に対して期限を指定してその全部又は一部の修正を行わせることができる。ただし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 第1項の検査に合格したときをもって、契約目的物の引き渡しを完了したものとする。

（業務内容の変更等）

第6条 甲は、この契約締結後に発生ないし判明した事情により必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止することができる。この場合において、賃借料または契約期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。

（2）乙が、その責に帰する事由により、履行期限内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（3）乙が、正当な理由がないのに、契約の履行の着手を遅延したとき。

（4）乙が、契約の履行に関し、不正な行為をしたとき。

（5）乙が、正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

（6）乙が、契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約に係る損害賠償）

第8条 前条の規定により契約を解除した場合は、納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

2 前項の場合において、乙は、契約保証金の全部または一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（受注者が契約保証金を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

3 乙が前条第1項第1号に該当する場合には、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、甲に損害を生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りではない。

（暴力団等排除に係る解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る資材、原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る資材等購入契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第8条第1項及び第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（契約保証金の還付）

第10条 第1条第1項第6号の規定により納付した契約保証金は、奈良県契約規則第20条の規定により、乙の契約履行後、乙に還付するものとする。ただし、甲は、契約者の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了まで、その全部又は一部を留保することができる。

（秘密の保持）

第11条 甲及び乙は、業務を遂行するうえで知り得た一切のことについて、第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得たときはこの限りではない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約により業務を処理するための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（疑義の解決）

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年10月23日（契約予定日）

甲 奈良県橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所
副所長

乙